令和３年度（令和２年度からの繰越分）

医療施設ブロック塀改修等施設整備事業の事業概要

１　補助事業の内容

この事業は、病院が敷地内に保有する倒壊の危険性があるブロック塀の改修、撤去等に必要な経費を補助することにより、地震等の発生時における患者や周辺住民への被害を防ぐことを目的とする。

２　補助対象

　　病院の開設者が行う事業

３　補助額（予定）

下記の基準額と対象経費の実支出額を施設ごとに比較し、少ないほうの額を選定する。選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に下記に掲げる補助率を乗じて得た額と、県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。但し、千円未満の端数が生じた場合はこれを切捨てるものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 基 　準 　額 | 対 　象　 経　 費 | 補助率 |
| 対象の長さ1ｍ当たり  基準単価　80千円  （ただし30ｍを上限とする） | ブロック塀改修等に必要な工事費又は工事請負費 | ３分の１ |

４　補助対象経費について

　　ブロック塀の改修等に必要な工事費又は工事請負費は補助対象だが、次に掲げる費用については、補助の対象外。

　①土地の取得又は整地に要する費用

　②門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用

　③設計その他工事に伴う事務に要する費用

　④その他の整備費として適当と認められない費用

５　工期について

　　内示後に契約・着工し、令和３年度中に工事完了するものが補助対象となる。

６　交付の条件

補助金の交付決定の際に、以下の条件が付される見込みです。

①　事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

　②　補助対象の建物について、用途変更や廃止、譲渡、貸付け、抵当権設定（根抵当権も含む）等を行う場合は知事の承認を要するとともに、補助金の返還が必要となる場合がある。

　③　補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、証拠書類を整理し、事業の完了年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

④　補助申請予定額が１億円以上の施設整備を行う場合には、原則として５社以上の競争入札を行わなければならない。

　⑤　補助事業を行うために請負契約を締結する場合は、一括下請負の承諾をしてはならない。